

川崎市公告第97号

入 札 公 告

令和8年度宮前区総合庁舎施設管理業務委託に関する一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和8年1月22日

川 崎 市 長 福 田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和8年度宮前区総合庁舎施設管理業務委託

(2) 履行場所

川崎市宮前区宮前平2丁目20番地5 宮前区総合庁舎他

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 業務概要

ア 冷暖房設備保守管理業務

イ 冷暖房設備用自動制御機器保守点検業務

ウ 自家用電気工作物保安管理業務

エ 建築物点検業務

2 競争入札参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に資格停止期間中でないこと。

(2) 入札期日において令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」および「空調・衛生設備保守点検」で登録されていること。

(3) 令和7・8年度業務委託有資格者名簿に、地域区分「市内」もしくは「準市内」で登録されていること。

(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(5) 官公庁において類似の契約実績（元請けに限る。）を令和6年4月1日以降に有すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書等の配布及び提出

この入札に参加を希望するものは、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書の配布・提出場所

〒216-8570

川崎市宮前区宮前平2丁目20番地5

宮前区役所まちづくり推進部総務課 伊藤

電話 044-856-3123（直通）、FAX 044-856-3119

E-mail:69soumu@city.kawasaki.jp

（一般競争入札参加資格確認申請書は川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」からダウンロードすることが可能です。）

(2) 配布、提出期間

令和8年1月22日（木）から令和8年1月28日（水）まで（午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで） ※土、日、休日は除く

(3) 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出

持参

- ・一般競争入札参加資格確認申請書
- ・2（5）類似の契約実績を証する書類

4 入札説明書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書を縦覧に供します。

(1) 交付・縦覧場所 3(1)に同じ

(2) 交付・縦覧期間 3(2)に同じ

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、参加資格業種に登録されていること、2（5）の契約実績があることを確認し、その結果を令和8年2月5日（木）までに確認通知書にて、令和7・8年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。当該委任先メールアドレスに登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時にさかのぼって、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

6 仕様に関する問い合わせ

一般競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格があることを通知された者は、仕様の内容に関して次により質問を行うことができます。

(1) 質問書の様式

質問書は川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」からダウンロードすることが可能です。

(2) 質問受付方法

持参又は電子メール、FAXによります。

(3) 受付期間

令和8年2月5日（木）から令和8年2月12日（木）まで（午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで） ※土、日、休日は除く

(4) 回答方法

令和8年2月19日（木）までに文書（電子メール又はFAX）にて送付します。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手續等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時及び場所
 - ア 入札日時 令和8年2月26日（木） 午前11時00分
 - イ 入札場所 宮前区役所4階 大会議室
- (3) 入札書の提出方法
持参とします。（持参以外は無効となります。）
- (4) 入札の金額
入札は、契約金総額で行います。入札者は見積った契約金額の税抜き金額を入札書に記載してください。
- (5) 入札保証金
免除とします。
- (6) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (7) 入札の無効
入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。
- (8) 開札に立ち会う者に関する事項
開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。

9 契約の手續等

- (1) 契約保証金
契約金額の10分の1とします。（川崎市契約規則第32条）
ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除いたします。
- (2) 契約書作成の要否
必要とします。
- (3) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則は契約課ホームページ
(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) で閲覧できます。

10 その他

- (1) 契約手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じです。
- (4) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (5) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務

委託契約に該当します。

特定業務委託契約は、下請も含め、市の定める基準を下回らない賃金を労働者に支払っていたことが契約条項に加わります。下請も含めて契約に違反した場合は受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分にご注意ください。

詳しくは、川崎市条例、川崎市契約規則及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」をご覧ください。

- (6) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和8年3月頃）を要します。